

| | |
|------|-------------------|
| タイトル | 保証国家思想は公私協働の根拠か？ |
| 著者 | ヤン, ツィーコー; 大西, 有二 |
| 引用 | 開発論集, 83: 223-239 |
| 発行日 | 2009-03-30 |

保証国家思想は公私協働の根拠か？

ヤン・ツィーコー*・大西 有 二 (訳)**

I. 保証国家(Gewährleistungsstaat) —— 新たな国家理解あるいは出世主義者？

おおよそ10年以上前から、近時はますます、ドイツ(およびドイツ語圏における)国家学上の議論の中に「保証国家」(Gewährleistungsstaat)という概念が登場している。この概念は「どんどん出世する十分な見込み」があると、確信されていた⁽¹⁾。「出世」の多くは、変化の現象、現代化および改革をめぐる考察を暗号化した造語のお陰であったが、それらの多くは、それほど長くない時間の中で、実は使い古されたレッテルだったことが確認されている⁽²⁾。その他の現在の議論——たとえば、「ガバナンス」、「ネットワーク」、あるいは「ニュー・パブリック・マネジメント」をめぐる議論——と比較すると、「保証国家」概念の出世は見込めるように思える。

さて、保証国家概念は、変化した、あるいは少なくとも変化の中にある国家理解の表現ではなく、ほんの一時、誤って名士という光り輝く賞賛に浴しながらも、やがて不良品としてはねつけられ、平凡な人々の群れに退く「出世主義者」だろうか？ そうだとするなら、保証国家性を公私協働(Public Private Partnerships)のような現象を分析する枠組みとして実りある(fruchtbar)ものにしようという、すべての試みは実りのない(fruchtlos)努力であろう。それゆえ、以下でまず、保証国家という構想は現在の議論に基づいてどのように整理されるかを、スケッチする(以下、II)。つづいて、わたしは他の新たな議論の文脈・方向線に目を転じ、保証国家構想に対するその意義を問い、これを背景として、「保証国家」構想の生産性を明らかにする(以下、III)。最後に、「公私協働」というテーマをこの文脈の中に位置づけることを試みる(以下、IV)。

(1) *Claudio Franzius*, Der „Gewährleistungsstaat“- ein neues Leitbild für den sich wandelnden Staat?, *Der Staat* 42(2003), S. 493. しかし、517頁のまとめでは、「保証国家」概念は余計であるか、ミスリーディングだ、としている。

(2) より楽観的なのは、*Andreas Voßkuhle*, „Schlüsselbegriffe“ der Verwaltungsrechtsreform, *VerwArch* 92(2001), S. 184 ff.

* (Univ.-Prof. Dr. Jan Ziekow, Deutsche Hochschule für Verwaltungswissenschaften Speyer) ドイツ行政大学院シュパイヤー教授

** (おおにし ゆうじ) 開発研究所研究員, 北海学園大学法学部教授

II. 保証国家構想

保証国家という試みは、多くの刊行物の中で詳しく説明されている⁽³⁾。これは、以下の議論を本質的な基本的特徴に限定するように強制する。輪郭の明確な概念形成という法律学の欲求は、叙述と包摂可能な定義とを混ぜ合わせる危険の中に常にあるけれども、次の説明は、保証国家構想のより良い理解のために前置きされる。

「>保証国家<は、責務をみずから直接に遂行する道具を放棄しているが、公共の福祉を実現する具体的な責任をしっかりと引き受けている国家を表現している。一定の積極的で社会的な関係と状態とを目指し、最終的な責任を変わず引き受けようと考えているという意味で、保証国家は、福祉を志向する責務遂行国家の基本的で社会形成的な要求を引き続き実施する。」⁽⁴⁾

1. 憲法上の根拠

保証国家の試みは、国家責務の実現方法を変えることである。こうした試みは、法律家の関心をどうしても憲法に向かわせる。つまり、基本法はそうした変化を許しているのか？そうしたことを可能にしているのか、およそ必要としているのか？基本法は、この点に関し、87条で明確な示唆を与えている。本条文は第1項で、連邦は、郵便と遠距離通信の領域において、全国的に適切で十分なサービスを「保証する (gewährleistet)」と述べている。これらのサービスは、第2項に明らかなように、「私的経済活動として」提供される。以前と異なり、国家は、郵便と遠距離通信の領域におけるサービスをみずからは提供していない。つまり、こうしたサービスの提供は、むしろ私企業を通じて市場の与件の下でなされる。国家はしかし、この市場が機能し、また、十分に適切なサービスの供給が実際に国民になされるように配慮しなければならない⁽⁵⁾。ここで国家は、憲法に基づいて、保証人の役割 (Rolle des Gewährleistenden) を割り当てられている。

これ〔保証人の役割〕が、国家責務の実施に関する基本法の原理ではないとしても、保証国家の試みは憲法になじみ深い〔ことが分かる〕。具体的に対立する陳述が基本法から読み取れないかぎり、憲法は〔郵便・遠距離通信以外の〕他の分野においても、保証国家の試みの執行に対立しない、と言えよう。

憲法の中で明文で規律されている個別事案は無視して、基本法は国家実務に、いかなる国家責務において保証国家構想に依拠できるか、に関する決定だけを委ねている。行政科学上の視点にとって、このことは、責務批判 (Aufgabenkritik)〔行政の守備範囲の見直し・業務棚卸し〕が保証国家構想の必要な構成要素でなければならないことを意味する。つまり、いかなる責務を国家はみずから引き受けるべきか、いかなる責務において国家はその遂行を他の者によって保障すべきか、いかなる責務から国家は完全に撤退し、それを私的な処理に委ねるべきか⁽⁶⁾、最も重要な問いは、誰がどのように関係責務を最もよく果たせるか、である。

保証国家の試みは基本的に、公共の福祉を公式化し具体化する国家の独占は（もはや）存在しない、という見解に基づく⁽⁷⁾。この見解と、国家による公共の福祉の独占から、共働に基づく（kooperativ）公共の福祉の具体化へと至る変化[がある]、というテーゼが結びついている。これについて、基本権は、19世紀前半の初期立憲主義においてすでに、社会の形成を求める初期近代君主による排他的な請求の放棄を含んでいたことを思い起こせばよい⁽⁸⁾。国家には公共の福祉を具体化する排他的責任があることを自明のこととして仮定する、国家と社会の分離という原理は、近代ドイツ国家学の基礎にはない。

2. 保証国家という試みの核心にある要素

保証国家モデルがみずからを基礎づけようとする諸々の前提条件が正しくない場合、いかなる意味がこのモデルに帰すことになるのか？この問いに答えるために、保証国家の試みの中核要素、つまり責任配分という思想と責任段階化という構想とに目配りする必要がある。

a) 役割配分としての責任配分（Verantwortungsteilung）

すでに言及されたように（上述 II, 1）、保証国家構想が、合理性をもたらす責務批判という道具に依存していることは、この構想が、なるほど、「過剰要求されている国家」⁽⁹⁾をめぐる議論の中に位置づけられるが、しかし、国家のための「減量プログラム」ではないことを示唆している。保証国家の諸々の試みの実施は、ひょっとすると、個別事案において、公的在庫の負担軽減をもたらすことがあり得る。逆に、国家の保証責任を確保するために必要な道具を原因として生じる国家の費用は、国家の諸制度を通じた責務遂行と比較して、より高くなることもあり得る⁽¹⁰⁾。保証国家は、公共の福祉の実現を最適化しようとするが、まずもって「より安く」あろうとはしない。

保証国家構想が目指すのは、公的責務遂行に際しての役割配分である。「責任配分」という思想は、国家責任には正統性との関連が内在しており、また、国家責任は国民と国家組織を結びつけていることを背景として、読まれるべきである⁽¹¹⁾。憲法によって設定された法的大綱条件の中で、国家責任の法的土台は、公的責務の遂行に対する国家による保証（Einstehenmüssen des Staates）の中にある⁽¹²⁾。責任配分思想は、[公的]責務を遂行するための国家と社会それぞれの責任の総和への洞察を⁽¹³⁾、国家と国民の責任共同体へと引き継ぐ⁽¹⁴⁾。責任配分は、それゆえ、公共の利益のための責務を処理するに際しての、国家、半分国家、私的アクターの間での作業配分と、この作業配分を実現するための共働アーリーナの組織化とを含意している⁽¹⁵⁾。それ[責任配分]は、静的な責務配分図式と誤解されてはならず、多様な行動合理性を特徴とする諸々の役割をダイナミックに調整する⁽¹⁶⁾。責任配分は、責務遂行からの国家の撤退を意味しない。むしろ、それ[責任配分]は、「社会による自己規制と政治による制御の協調・組み合わせとによって」規定されている「国家による権力行使の形式変化」である⁽¹⁷⁾。私人と行政との共働は、この形式変化の実現手法として役立つ。それ[共働]無しに、社会による自己規制という制

御が影響力を持つことはほとんど不可能である⁽¹⁸⁾。

b) 「脚本」としての責任段階化 (Verantwortungsstufung)

責任配分、つまり国家、半分国家、私的アクターの間で、役割を配分するとき、責務遂行方法の決定による役割引き受けの具体化が必要となる⁽¹⁹⁾。多様なアクターの行動寄与分は、公共の福祉を志向しつつ、当該責務を遂行するために、調整されなければならない。それ〔調整〕を操作可能にするために、—— 民間化の議論から知られるようになった —— 責務の引き受けと責務責任との違いが引き合いに出される。つまり、責務遂行のための実際の行動が責務の引き受けであるとされるなら、実際の責務遂行に関する責務担当者の最終責任が責務責任だ、と理解される。責任段階化という構想は、責務責任と責務の引き受けは、ひとつの手にまとめられる必要はなく、バラバラにできる、ということに基づいている⁽²⁰⁾。

遂行責任、保証責任、そして受け皿責任という「責任段階化」は、国家責任の細分化である⁽²¹⁾。

- ・ **遂行責任** が存在する場合、国家は、公的責務をみずからの制度を通じて遂行する。国家は、つまり、責務を引き受け、責務責任を担う。
- ・ **保証責任** は、これに対して、排他的な自身による責務遂行からの国家の撤退と、国家と私人との共同の責務引き受けか、あるいは、—— 国家の与件を通じて導かれる —— 社会の自己制御における責務引き受けによって特徴づけられている⁽²²⁾。国家は、ここで、責務をみずから、あるいは少なくとも一人では遂行していない。しかし、制御措置を通じて、当該責務の秩序正しい遂行を保証している。ほとんどの場合、保証責任の2つの特徴が区別される⁽²³⁾。ひとつは監督責任であり、これは、責務遂行責任から保証責任への移行に係わっており、責務遂行における多様化を国家監督に服させている。他のひとつは、規制責任であり、それは、民間化された責務分野における公共の福祉に調和した責務遂行を確保するための民間化効果法 (Privatisierungsfolgenrecht) の展開につながる。
- ・ 私人による責務遂行の事例で、手に入れようと努力された制御成果がいまだに得られていない場合、第3の責任タイプである **受け皿責任** が、国家に事後制御のための道具の開発を求める⁽²⁴⁾。受け皿責任は、「代理責任」という意味での潜在的な遂行責任の活性化の中でも具体化され得る⁽²⁵⁾。

しかしながら、これら〔3つ〕のカテゴリーを、個別具体的な事案において、ただちに適用可能な、相互に独立した定義だ、とみなすことは誤解であろう。

これら〔の責任カテゴリー〕はむしろ、3つの〔責任〕段階の間で、まったくのところ、「柔らかな」移行と幾重もの重複を伴う、スライド式の日盛りを表している⁽²⁶⁾。公的責務遂行を舞台にたとえて保証国家のイメージを説明することができる。つまり、責任配分が、国家、半分国家、私的アクターの間で役割を配分するとき(上述II. 2. a)、責任段階化という構想に、「脚本」機能が割り当てられる⁽²⁷⁾。それ〔脚本〕は、アクター—— 国家と私人 —— に、どのように、彼らとその役割を演じるべきかを指示している。その際、国家は「脚本」を言い換える演出家で

あり、それゆえ以下の問いに取り組まなければならない。

- ・どのような責務が問題となっているのか、手に入れようと努力された役割配分を考慮するとき、なにが重要であるのか？
- ・どんな風に、行動寄与分はアクターの間で配分されるのか？
- ・この配分を実行に移すために、どのような道具が必要か？

ある法律提案の中で、わたしは、この責務を「責任バランスシート」と呼び、行政共働契約 (Verwaltungskooperationsvertrag) という具体例について、以下のように表現した。つまり、

「行政共働契約を締結する前に、官庁は責任のバランスシートを作成するべきであり、その〔バランスシートの〕中で、行政共働の中に存在している公的責務の遂行に対する官庁の責任が、私的な共働パートナーとの関係で評価される。この評価は、官庁がその責任を引き受けられるように、行政共働契約はどのように形成されるべきか、にまで及ぶべきである。」⁽²⁸⁾。

これを背景に、必要な責任水準に関する明確さの獲得を国家に課すと同時に、可能にすることは、「資金責任」を更なるカテゴリーとして表現することに比べて混乱している⁽²⁹⁾。責務責任と責務の引き受けの配分という問題との関係で、誰が、責務遂行の資金を確保すべきかという問題は、単に手段としての性格を持つに過ぎない。

- (3) 他の脚注の中で示した参照文献のほかに、たとえば、*Michael Fehling*, Regulierung als Staatsaufgabe im Gewährleistungsstaat Deutschland, in: Hill(Hrsg.), Die Zukunft des öffentlichen Sektors, 2006, S. 92 ff.; *Astrid Karl*, Öffentlicher Verkehr im Gewährleistungsstaat, 2008; *Karl-Heinz Ladeur/Tobias Gostomzyk*, Der Gsetzesvorbehalt im Gewährleistungsstaat, Verw. 2003, S. 141 ff.; *Renata Martins*, Grundrechtsdogmatik im Gewährleistungsstaat: Rationalisierung der Grundrechtsanwendung?, DÖV 2007, S. 456 ff.; *Ulrich Smeddinck*, Nachhaltigkeit im Gewährleistungsstaat, Z. f. Umweltpolitik u. UmweltR 2007, S. 27 ff.; *Kay Waechter*, Verwaltungsrecht im Gewährleistungsstaat, 2008.
- (4) *Martin Eifert*, Grundversorgung mit Telekommunikationsleistungen im Gewährleistungsstaat, 1998, S. 18.
- (5) 参照, *Kay Windthorst*, in: *Sachs*(Hrsg.), Grundgesetz, 4. Aufl. 2007, Art. 87 f. Rdnr. 15.
- (6) この点について, *Manfred Röber*, Aufgabenkritik im Gewährleistungsstaat, in: *Blanke/von Bandemer/Nullmeier/Wewer*(Hrsg.), Handbuch zur Verwaltungsreform, 3. Aufl. 2005, S. 84(88 ff.).
- (7) *Gunnar Folke Schuppert*, Staatstypen, Leitbilder und Politische Kultur: Das Beispiel des Gewährleistungsstaates, in: *Heidbrink/Hirsch*(Hrsg.), Staat ohne Verantwortung?, 2007, S. 467(476). 公共の福祉をめぐる議論については, 最新の文献から, *Michael Anderheiden*, Gemeinwohl in Republik und Union, 2006; *Hans Herbert von Arnim*, Gemeinwohl im modernen Verfassungsstaat am Beispiel der Bundesrepublik Deutschland, in: ders./Sommermann(Hrsg.), Gemeinwohlgefährdung und Gemeinwohlsicherung, 2004, S. 63 ff.; *Dieter Fuchs*, Gemeinwohl und Demokratieprinzip, in: *Schuppert/Neidhardt*(Hrsg.), Gemeinwohl-Auf der Suche nach Substanz, 2002, S. 87 ff.; *Roman Herzog*, Pluralistische Gesellschaft und Staatliche

- Gemeinwohlsorge, in: von Arnim/Sommermann(Hrsg.), *Gemeinwohlgefährdung und Gemeinwohlsicherung*, 2004, S. 21 ff.; *Hasso Hofmann*, Verfassungsrechtliche Annäherungen an den Begriff des Gemeinwohls, in: Münkler/Fischer(Hrsg.), *Gemeinwohl und Gemeinsinn im Recht*, 2002, S. 25 ff.; *Josef Isensee*, Gemeinwohl im Verfassungsstaat, in: ders./Kirchhof(Hrsg.), *Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. IV: Aufgaben des Staates, 3. Aufl. 2006, 71; *ders.*, Konkretisierung des Gemeinwohls in der freiheitlichen Demokratie, in: von Arnim/Sommermann(Hrsg.), *Gemeinwohlgefährdung und Gemeinwohlsicherung*, 2004, S. 95 ff.; *Christian Kirchmer*, Gemeinwohl aus institutionenökonomischer Perspektive, in: Schuppert/Neidhardt(Hrsg.), *Gemeinwohl - Auf der Suche nach Substanz*, 2002, S. 157 ff.; *Karl-Peter Sommermann*, Nationales und europäisches Gemeinwohl, in: von Arnim/Sommermann(Hrsg.), *Gemeinwohlgefährdung und Gemeinwohlsicherung*, 2004, S. 201 ff.; *Hans-Heinrich Trute*, Gemeinwohlsicherung im Gewährleistungsstaat, in: Schuppert/Neidhardt(Hrsg.), *Gemeinwohl - Auf der Suche nach Substanz*, 2002, S. 329 ff.; *Robert Uerpmann*, Verfassungsrechtliche Gemeinwohlkriterien, in: Schuppert/Neidhardt(Hrsg.), *Gemeinwohl - Auf der Suche nach Substanz*, 2002, S. 179 ff.
- (8) 詳細は, *Jan Ziekow*, *Über Freizügigkeit und Aufenthalt. Paradigmatische Überlegungen zum grundrechtlichen Freiheitsschutz in historischer und verfassungsrechtlicher Perspektive*, 1997, S. 178 ff.
- (9) この点につき, *Thomas Ellwein/Joachim Jens Hesse*, *Der überforderte Staat*, 1994; *Roman Herzog*, „Der überforderte Staat“, 1992.
- (10) *Matthias Knauff*, *Der Gewährleistungsstaat: Reform der Daseinsvorsorge*, 2004, S. 62.
- (11) *Rainer Pitschas*, *Verwaltungsverantwortung und Verwaltungsverfahren*, 1990, S. 237 f.; *Peter Saladin*, *Verantwortung als Staatsprinzip*, 1984, S. 236. *Kay Waechter*, *Die Theorie des Gewährleistungsstaates*, in: Frank/Langrehr(Hrsg.), *Die Gemeinde. FS zum 70. Geb. von Heiko Faber*, 2007, S. 259(274) は, 国家と社会の分離というドグマの克服と責任概念との関連を示唆していた。
- (12) *Rainer Pitschas*, *Verwaltungsverantwortung und Verwaltungsverfahren*, 1990, S. 254.
- (13) *Rainer Pitschas*, *Verwaltungsverantwortung und Verwaltungsverfahren*, 1990, S. 237 f.; *Peter Saladin*, *Verantwortung als Staatsprinzip*, 1984, S. 161; *Jan Ziekow*, *Über Freizügigkeit und Aufenthalt*, 1997, S. 386 ff.
- (14) *Rainer Pitschas*, *Verwaltungsverantwortung und Verwaltungsverfahren*, 1990, S. 237 f.
- (15) *Wolfgang Hoffmann-Riem*, *Verantwortungsteilung als Schlüsselbegriff moderner Staatlichkeit*, in: Kirchhof/Lehner/Raupach/Rodi(Hrsg.), *Staat und Steuern. FS für Klaus Vogel zum 70. Geb.*, 2000, S. 47(52); *Hans-Heinrich Trute*, *Verantwortungsteilung als Schlüsselbegriff eines sich verändernden Verhältnisses von öffentlichem und privatem Sektor*, in: Schuppert(Hrsg.), *Jenseits von Privatisierung und »schlankem« Staat*, 1999, S. 13.
- (16) *Hans-Heinrich Trute*, *Verantwortungsteilung als Schlüsselbegriff eines sich verändernden Verhältnisses von öffentlichem und privatem Sektor*, in: Schuppert(Hrsg.), *Jenseits von Privatisierung und »schlankem« Staat*, 1999, S. 13 f.
- (17) *Renate Mayntz*, *Politische Steuerung : Aufstieg, Niedergang und Transformation einer Theorie*, in: von Beyme/Offe(Hrsg.), *Politische Theorien in der Ära der Transformation*, 1996, S. 148(163).
- (18) *Wolfgang Hoffmann-Riem*, *Verantwortungsteilung als Schlüsselbegriff moderner Staatlich-*

- keit, in: Kirchhof/Lehner/Raupach/Rodi(Hrsg.), Staat und Steuern. FS für Klaus Vogel zum 70. Geb., 2000, S. 47(50).
- (19) *Gunnar Folke Schuppert*, Der Gewährleistungsstaat-modisches Label oder Leitbild sich wandelnder Staatlichkeit?, in: ders.(Hrsg.), Der Gewährleistungsstaat - Ein Leitbild auf dem Prüfstand, 2005, S. 11(17).
- (20) *Klaus König/Angelika Benz*, Zusammenhänge von Privatisierung und Regulierung, in: dies. (Hrsg.), Privatisierung und staatliche Regulierung, 1997, S. 11(29 ff.); *Jan Ziekow*, Rechtliche Rahmenbedingungen der Privatisierung kommunaler Dienstleistungen, in: Meyer-Teschendorf u.a., Neuausrichtung kommunaler Dienstleistungen, 1999, S. 132(137 ff.).
- (21) *Wolfgang Hoffmann-Riem*, Verantwortungsteilung als Schlüsselbegriff moderner Staatlichkeit, in: Kirchhof/Lehner/Raupach/Rodi(Hrsg.), Staat und Steuern. FS für Klaus Vogel zum 70. Geb., 2000, S. 47 ff.; *Gunnar F. Schuppert*, Die öffentliche Verwaltung im Kooperationspektrum staatlicher und privater Aufgabenerfüllung: Zum Denken in Verantwortungsstufen, Verw. 31 (1998), S. 415 ff.; *Jan Ziekow*, Verankerung verwaltungsrechtlicher Kooperationsverhältnisse (Public Private Partnership) im Verwaltungsverfahrensgesetz, 2001, S. 179 ff.
- (22) 参照, *Wolfgang Hoffmann-Riem*, Verantwortungsteilung als Schlüsselbegriff moderner Staatlichkeit, in: Kirchhof/Lehner/Raupach/Rodi(Hrsg.), Staat und Steuern. FS für Klaus Vogel zum 70. Geb., 2000, S. 47(53).
- (23) *Gunnar F. Schuppert*, Verwaltungswissenschaft, 2000, S. 406 f.
- (24) *Jan Ziekow*, Verankerung verwaltungsrechtlicher Kooperationsverhältnisse (Public Private Partnership) im Verwaltungsverfahrensgesetz, 2001, S. 180.
- (25) *Wolfgang Hoffmann-Riem*, Modernisierung von Recht und Justiz, 2001, S. 25 f. これにつき, *Bernward Wollenschläger*, Effektive staatliche Rückholoptionen bei gesellschaftlicher Schlechterfüllung, 2006.
- (26) *Jan Ziekow*, Verankerung verwaltungsrechtlicher Kooperationsverhältnisse (Public Private Partnership) im Verwaltungsverfahrensgesetz, 2001, S. 180 f.
- (27) そのように, *Gunnar Folke Schuppert*, Der Gewährleistungsstaat-modisches Label oder Leitbild sich wandelnder Staatlichkeit?, in: ders. (Hrsg.), Der Gewährleistungsstaat-Ein Leitbild auf dem Prüfstand, 2005, S. 11(24 ff.).
- (28) *Jan Ziekow*, Verankerung verwaltungsrechtlicher Kooperationsverhältnisse (Public Private Partnership) im Verwaltungsverfahrensgesetz, 2001, S. 207.
- (29) そうであるのは, たとえば, *Christoph Reichard*, Das Konzept des Gewährleistungsstaates, in: Neue Institutionenökonomik-Public Private Partnership-Gewährleistungsstaat, 2004, S. 48(49); *Michael Ronellenfitsch*, Thesen zur Daseinsvorsorge und Wirtschaftlichkeit des Eisenbahnwesens, in: ders./Schweinsberg(Hrsg.), Aktuelle Probleme des Eisenbahnrechts XIII, 2008, S. 9(18).

III. 保証国家：指導像か道具箱か？

ドイツにおける国家理論上の議論の中で、保証国家概念に指導像の機能が与えられることは希ではない⁽³⁰⁾。指導像という言葉は、本稿では、国家の具体的な目標（Zielen）だけでなく、〔目標を〕実現する様式をも含む委託や大綱的な指針の表現だと理解できる。国家現代化の指導

像の役割を、最近⁽³¹⁾、たとえば「スマートな国家 (Schlanker Staat)」が果たした。この言葉に、コール政権は、20 世紀の 90 年代前半において、責務批判、民間化、規制緩和、さらにまた自己制御のような分野をも含めた⁽³²⁾。「スマートな国家」を国家の単純な「ダイエット・プログラム」だと誤解することは、「[スマートな国家] の」過小評価である⁽³³⁾。[社会による] 問題の処理を保証する仕組みを、国家が自由に作り出す必要性は、[社会による] 自己規制メカニズムへの移行に際して、初めから考慮されていた⁽³⁴⁾。

この観点は、世紀の転換期、第 1 次シュレーダー政権の「活性化させる (aktivierender)」国家という指導像において、より先鋭的に強調された⁽³⁵⁾。[シュレーダー政権は] 行政内部の現代化を超えて、国民の特殊な問題解決能力を活性化させるために、国家と社会の協働へと視点を向け、また、公共の福祉のために責務の引き受けを励まし助成する意味で、それ[国家と社会の協働] を動態化させると主張した⁽³⁶⁾。また、こうした諸々の資源を、国家が発議し助成し、そして仕切役を果たすことで活性化させることは、国家と国民との間の責任配分を目指してのことであり、それ[責任配分] は、責任を引き受ける国民の準備と国家現代化を協働で (synergetisch) ネットワーク化させると主張した⁽³⁷⁾。さらに、国家の中核的責務が問題でないかぎり、当該責務は国家によって無条件で直接引き受けられる必要はないものの、国家は、最小限、当該責務の遂行を保証すると主張した⁽³⁸⁾。

これら二つの指導像は——つまり、「スマートな」国家も、「活性化させる」国家もまた——、保証国家の役割配分につながる（一方はより明確でなく、他方はより明確な）目標観念を表現していた。保証国家構想が、著しく広汎に及ぶこれらの指導像の複雑な試みを背景に持っていることは、ただちに明らかとなる。したがって、諸々の有力な見解が、「保証国家」概念が有する生産能力の過剰評価を警告し、この概念の強みは、その規範的内容に比べて、もっぱら分析し記述する潜在能力⁽³⁹⁾ と国家の指導理念、とりわけ、社会的法治国家という理念を補充する点にあるという、「実践的試み」⁽⁴⁰⁾ を語ることはまったく正当である⁽⁴¹⁾。

そして、実際のところ、保証国家構想の魅力は、多様な指導像・議論の文脈との接続能力と〔それらを〕受容する能力の中にある。保証国家構想を政治的イデオロギー的に受容することにとって大きな意味があるのは、これまで国家によって引き受けられてきた責務遂行を引き継ぐに際しての私人関与の役割と、継続する国家責任の両方が強調されることによる、社会国家的な試みと新自由主義的な試みの受け入れである⁽⁴²⁾。

「保証国家」は、ここでは簡単にしか触れられない近時の改革における主要な試みとそれらの標準的な説明とに密接に結びついている。つまり、

- ・ 民間化

1990 年代において、集中的に実施された民間化をめぐる議論は、保証国家構想の発展にとって重要な基礎であることは誤解のしようがない。この議論において、民間化が、国家の行動形式のパラダイム転換として、あるいは、国家社会関係の首尾一貫した清算として理解されたかどうか⁽⁴³⁾ とは無関係に、責務責任と責務の引き受けとの区別と、形式的実質

的そして機能的な民間化というカテゴリーの体系的な形成とが⁽⁴⁴⁾、保証国家の試みにとって重要な分析道具を用意した。そうこうする間に、民間化というテーマは、保証国家構想の一部とみなすことが、著しくできるようになっている。

・共働 (Kooperation)

同様のことが、民間化議論と一部分並行してなされた「共働国家」、あるいは「共働行政」をめぐる議論に当てはまる⁽⁴⁵⁾。国家のアクターと社会のアクターとの間における責任配分と共働は、直接、相互に関係している。ここでも、保証国家という構想は馴染みのある領域にかかわっている。

・ニュー・パブリック・マネジメント

中核において、国家組織内部の改革を目指しているとしても、ニュー・パブリック・マネジメントの諸々の道具は、保証国家の諸々の試みを実行し易くするような、ある視点の転換に手を貸した。この脈絡で、特に名を挙げられるべきは、公的活動は「何を」「どのように」提供するかに対する〔それぞれの〕責任の分離と、アウトプットを志向したコントラクト・マネジメントである⁽⁴⁶⁾。

保証国家による問題解決戦略の発展は、新しい制御道具を用いてなされる行政の内部現代化と相互補完関係にある。この関係は、責任回路 (Verantwortungskreise) のネットワーク化だ、と説明できる。つまり、新しい制御道具によって産み出された分権化された責任秩序が一方の回路を形成し、他方の回路を行政の外部環境、とりわけ私人に対する関係が形成している。相互にネットワーク化されたこれら二つの回路 (Schaltkreise) は、責任回路だとみなされる。なぜなら、二つの回路の中では、責任の配分が問題だからである。つまり、第1に、政治と行政の間、また分権化された組織ユニットにおける行政部内で〔の責任配分〕、第2に、公益のためにある責務を引き受けるに際して、行政と私人の間で〔の責任配分である〕。ここに関連する相互関係の具体例は、コントラクト・マネジメントと行政共働の関係である。つまり、共働責任秩序構想である新しい制御の試みを実施するための重要な手段が、コントラクト・マネジメントなのだ。外部の責任回路の中では、〔コントラクト・マネジメントは〕行政と私人の間での共働による活動・組織形式に対応している⁽⁴⁷⁾。ニュー・パブリック・マネジメントの基礎にある、政治は目標達成を志向するという考えは、保証責任を通じた目標実現の確保に関連している⁽⁴⁸⁾。

・新制度派経済学、特に本人代理人理論

代理人理論は、新制度派経済学の諸々の試みのひとつであるが、中核において、委託者、つまり本人と、受託者、つまり代理人との間での目標対立と非対称性の克服に取り組んでいる⁽⁴⁹⁾。同じ事が、先に述べた「責任バランスシート」の中心にある (上述, II. 2. b)。

・ガバナンス

最後に、多様なアクターによる寄与の配分と、この配分を実施するために必要な道具〔の開発など〕に取り組むという、保証国家構想のスケッチされた責務は (上述, II. 2. b),

世界規模でなされているガバナンスの議論と重なりあっている。もしも、この議論を、あらゆる場面で、詳細に、国家と私的アクターの制御面・規律面それぞれにおける寄与の構造・プロセス形成を「管弦楽用の編曲」にたとえるならば⁽⁵⁰⁾、保証国家によって与えられる役割配分は、ガバナンスの責務だということが判明する⁽⁵¹⁾。

以上の検討をまとめると、保証国家構想の夢のような (visionär) 内容は過大評価されてはならない。国家現代化全体の端緒として機能できるには、保証国家構想はあまりに単純である。その弱点は同時に強みでもあるが、秩序政治における優柔不断である。多様な議論の潮流を受け入れることを通じて統合された分析枠組みである保証国家構想は、責務の実施が国家と社会の間を移動することに役立つと同時に、こうした移動を実現するための諸々の道具を用意している。

- (30) 参照, *Claudio Franzius*, Der Gewährleistungsstaat, *VerwArch* 99(2008), S. 351(353); *Friedrich Schoch*, Gewährleistungsverwaltung: Stärkung der Privatrechtsgesellschaft?, *NVwZ* 2008, S. 241; *Gunnar Folke schuppert*, Staatstypen, Leitbilder und Politische Kultur: Das Beispiel des Gewährleistungsstaats, in: *Heidbrink/Hirsch*(Hrsg.), *Staat ohne Verantwortung?*, 2007, S. 467(473).
- (31) この点につき, たとえば, *Werner Jann*, Wandlungen von Verwaltungsmanagement und Verwaltungspolitik in Deutschland, in: *Jann/Röber/Wollmann*(Hrsg.), *Public Management-Grundlagen, Wirkungen, Kritik. Festschrift für Christoph Reichard zum 65. Geb.*, 2006, S. 35 ff.
- (32) 参照, Abschlussbericht des Sachverständigenrats „Schlanker Staat“, 1997, S. 15 ff., 56 ff., 74 ff., 90 ff.
- (33) 参照, *Isabella Pproeller/Kuno Schedler*, Verwaltung im Gewährleistungsstaat, in: *Blanke/von Bandemer/Nullmeier/Wewer*(Hrsg.), *Handbuch zur Verwaltungsreform*, 3. Aufl. 2005, S. 94(95).
- (34) *Jan Ziekow*, Die Funktion des Allgemeinen Verwaltungsrechts bei der Modernisierung und Internationalisierung des Staates, in: *Pitschas/Kisa*(Hrsg.), *Internationalisierung von Staat und Verfassung im Spiegel des deutschen und japanischen Staats- und Verwaltungsrechts*, 2002, S. 187(195 f.).
- (35) これにつき, また, 以下の内容につき, 参照, *Moderner Staat-Moderne Verwaltung. Das Programm der Bundesregierung*, 1999, S. 7 ff.
- (36) 参照, *Moderner Staat-Moderne Verwaltung. Das Programm der Bundesregierung*, 1999, S. 8 f.; *Stephan von Bandemer/Josef Hilbert*, Vom expandierenden zum aktivierenden Staat, in: *Blanke/von Bandemer/Nullmeier/Wewer*(Hrsg.), *Handbuch zur Verwaltungsreform*, 3. Aufl. 2005, S. 26(30).
- (37) *Bernhard Blanke/Henning Schridde*, Bürgerengagement und Aktivierender Staat, *APuZ* B 24-25/99, S. 3 ff.
- (38) *Moderner Staat-Moderne Verwaltung. Das Programm der Bundesregierung*, 1999, S. 8.
- (39) *Isabella Proeller/Kuno Schedler*, Verwaltung im Gewährleistungsstaat, in: *Blanke/von Bandemer/Nullmeier/Wewer*(Hrsg.), *Handbuch zur Verwaltungsreform*, 3. Aufl. 2005, S. 94(96).

- しかし、他方で、*Claudio Franzius*, *Der Gewährleistungsstaat*, *VerwArch* 99 (2008), S. 351(353). 彼によると、「保証国家という指導像は政治を導く機能」を有している。
- (40) *Christoph Reichard*, *Das Konzept des Gewährleistungsstaates*, in: *Neue Institutionenökonomik-Public Private Partnership-Gewährleistungsstaat*, 2004, S. 48(59).
- (41) 参照, *Günther Schmid*, *Gewährleistungsstaat und Arbeitsmarkt: Neue Formen von Governance in der Arbeitsmarktpolitik*, in: *Schuppert (Hrsg.), Der Gewährleistungsstaat-Ein Leitbild auf dem Prüfstand*, 2005, S. 145(165).
- (42) *Isabella Proeller/Kuno Schedler*, *Verwaltung im Gewährleistungsstaat*, in: *Blanke/von Bandedemer/Nullmeier/Wewer(Hrsg.), Handbuch zur Verwaltungsreform*, 3. Aufl. 2005, S. 94(97).
- (43) これにつき,たとえば,*Klaus König*, *Systemimmanente und systemverändernde Privatisierung in Deutschland*, *VOP* 1992, S. 279 ff.; *Gunnar Folke Schuppert*, *Vom produzierenden zum gewährleistenden Staat: Privatisierung als Veränderung staatlicher Handlungsformen*, in: *König/Benz(Hrsg.), Privatisierung und staatliche Regulierung*, 1997, S. 539 ff. 膨大な近時の文献から, さらに, 参照, *Siegfried Broß*, *Privatisierung öffentlicher Aufgaben: Gefahr für das Gemeinwohl?*, *Universitas* 62 (2007), S. 995 ff. ; *Martin Burgi*, *Privatisierung öffentlicher Aufgaben-Gestaltungsmöglichkeiten, Grenzen, Regelungsbedarf*, *Gutachten D für den 67. Deutschen Juristentag*, 2008; *Hubertus Gersdorf*, *Privatisierung öffentlicher Aufgaben*, *JZ* 2008, S. 831 ff. ; *Jörn Ipsen*, *Die Rechtsordnung im Zeichen der Privatisierung*, in: *ders. (Hrsg.), Europa im Wandel. Festschrift für Hans-Werner Rengeling zum 70. Geb.*, 2008, S. 75 ff.; *Jörn Axel Kämmerer*, *Privatisierung*, 2001; *ders.*, *Privatisierung und Staatsaufgaben*, *DVBl* 2008, S. 1005 ff.; *Gregor Kirchhof*, *Rechtsfolgen der Privatisierung*, *AöR* 132(2007), S. 215 ff. ; *Heiko Krenz*, *Privatisierung öffentlicher Einrichtungen*, 2008; *Christian Sellmann*, *Privatisierung mit oder ohne gesetzliche Ermächtigung*, *NVwZ* 2008, S. 817 ff.; *Rolf Stober*, *Privatisierung öffentlicher Aufgaben*, *NJW* 2008, S. 2301 ff.; *Wolfgang Weiß*, *Privatisierung und Staatsaufgaben*, 2002; *Jan Ziekow*, *Öffentliches Wirtschaftsrecht*, 2007, § 8.
- (44) こうした問題について, *Jan Ziekow*, *Rechtliche Rahmenbedingungen der Privatisierung kommunaler Dienstleistungen*, in: *Meyer-Teschendorf u.a., Neuausrichtung kommunaler Dienstleistungen*, 1999, S. 132(136 ff.) m. w. N.
- (45) 参照, 膨大な文献から, ただ, *Peter Arnold*, *Kooperatives Handeln der nichthoheitlichen Verwaltung*, in: *Dose/Voigt(Hrsg.), Kooperatives Recht*, 1995, S. 211 ff.; *Arthur Benz*, *Kooperative Verwaltung*, 1994; *Otto Debenheuer*, *Der Gedanke der Kooperation von Staat und Gesellschaft*, in: *Huder(Hrsg.), Das Kooperationsprinzip im Umweltrecht*, 1999, S. 17 ff.; *Nicolai Dose*, *Die verhandelnde Verwaltung*, 1997; *Ernst-Hasso Ritter*, *Der kooperative Staat*, *AöR* 104 (1979), S. 389 ff.; *Helge Rossen*, *Vollzug und Verhandlung*, 1999; *Rüdiger Voigt*, *Der kooperative Staat*, 1995.
- (46) これにつき, *Jan Ziekow*, *Inwieweit veranlasst das Neue Steuerungsmodell zu Änderungen des Verwaltungsverfahrens und des Verwaltungsverfahrensgesetz?*, in: *Hoffmann-Riem/Schmidt-Abmann(Hrsg.), Verwaltungsverfahren und Verwaltungsverfahrensgesetz*, 2002, S. 349 (357 ff.) m. w. N.
- (47) *Jan Ziekow*, *Inwieweit veranlasst das Neue Steuerungsmodell zu Änderungen des Verwaltungsverfahrens und des Verwaltungsverfahrensgesetz?*, in: *Hoffmann-Riem/Schmidt-Abmann (Hrsg.), Verwaltungsverfahren und Verwaltungsverfahrensgesetz*, 2002, S. 349(366 ff.).
- (48) 参照, *Isabella Proeller/Kuno Schedler*, *Verwaltung im Gewährleistungsstaat*, in: *Blanke/von*

Bandemer/Nullmeier/Wewer(Hrsg.), Handbuch zur Verwaltungsreform, 3. Aufl. 2005, S. 94(97).

- (49) この関連で、たとえば、見よ、*Elisabeth Göbel*, Neue Institutionenökonomik und ihre mögliche Bedeutung für die Organisation der Wahrnehmung öffentlicher Aufgaben, in: Neue Institutionenökonomik - Public Private Partnership - Gewährleistungsstaat, 2004, S. 3 ff.
- (50) 参照, こうした異なるアクセスについては、たとえば、Arthur Benz(Hrsg.), Governance-Regieren in komplexen Regelsystemen, 2004; *Julia von Blumenthal*, Governance-eine kritische Zwischenbilanz, ZfP 15 (2005), S. 1149 ff.; *Claudio Franzius*, Governance end Regelungsstrukturen, VerwArch 97 (2006), S. 186 ff.; *Klaus König*, Governance im Mehrebenensystem, in: Sommermann(Hrsg.), Aktuelle Fragen zu Verfassung und Verwaltung im europäischen Mehrebenensystem, Speyerer Forschungsberichte Nr. 230, 2003, S. 45 ff.; Gunnar Folke Schuppert(Hrsg.), Governance-Forschung, 2005; *Margrit Seckelmann*, Good Governance-Importe und Re-Importe, in: Duss/Linder u. a. (Hrsg.), Rechtstransfer in der Geschichte, 2006 S. 108 ff.; *Hans-Heinrich Trute/Wolfgang Denkhaus/Doris Kühlers*, Governance in der Verwaltungsrechtswissenschaft, Verw. 2004, S. 451 ff.
- (51) こうした関連について、*Wolfgang Hoffmann-Riem*, Governance im Gewährleistungsstaat, in: Schuppert(Hrsg.), Governance-Forschung, 2006 S. 195 ff.

IV. 保証国家思想の具体化としての公私協働

「保証国家」概念が持つ陳述力に疑いを持たない論者が、「公私協働」概念は明確さに乏しいとして、学問的分析概念としても利用できないと主張するのは、興味をひく⁽⁵²⁾。これに対して、他の国々では、「公私協働」概念は国家の役割に関する議論の結晶点にまで発展している。*Grimsey* と *Lewis* は、公私協働による「世界規模の革命」を語っている⁽⁵³⁾。アメリカ合衆国の公私協働に関する委員会は、2003年の白書において、こうした現象の意義を明らかにしている。この議論の基本的性格について、そこでは次のように言われている。つまり、

「現在のアメリカにおいて、私人が伝統的な政府作用の中に組み込まれるべきか否かという問いをめぐって、意見の相違があることは驚くことではない。結局のところ、わが国は政治的に分断された国なのだ。」⁽⁵⁴⁾

ドイツにおいても、公私協働はそうこうする間にいつそう普及している。とりわけ、諸活動の調整、パイロット・プロジェクト管理、基本作業、および公私協働の領域における知識の移転等のために、連邦と諸州によって設置されたタスク・フォース、権限センター、およびプロジェクト・グループが、公私協働プロジェクトの明確な増大をもたらした。すなわち、2002/2003(開始)年には、まだドイツで2つの公私協働プロジェクトがあっただけなのだが、この数字は、2004年には14を越え、2005年に30プロジェクト、2006年には52プロジェクト、2007年には87プロジェクトにまで増大した。2006年と2007年だけで、それぞれ22と35の新たなプロジェクトが加わった。その際、投資総額は、2004年の3億4400万ユーロから、2007年には15億ユーロにまで増大した⁽⁵⁵⁾。

したがって、「共同ドイツ (Partnerschaften Deutschland) 有限会社 (PDG)」が2008年中に、すぐにも仕事を引き受けることで、公私協働活動のいっそうの増大が予想される。出資者の50.1%が公共主体(連邦, 各州, そして自治体)で, 49.9%が私的企業という, この〔有限〕会社の責務は, あるプロジェクトが公私協働に適合的かどうか, プロジェクト実施への付き添い (Begleitung), そして, たとえば, 基準を用意することや啓発キャンペーンを展開することによって, ドイツにおける公私協働のための一般的な大綱条件の改善等に関する, 国家の決定担当者による助言 (Beratung) である⁽⁵⁶⁾。

この展開は, ドイツにおいても, 変化した責務配分の主要な発現形式の一つである公私協働の意義がいっそう増大する, という予測を正当化する。これと係わりなく, われわれは——文化的に条件付けられてもいる——多様な態度を相互に反目させるのではなく, 少なくとも国家の保証責任を残しつつ, ——私的パートナーによる責務の引き受けを伴って——私人への遂行責任の部分的な, あるいは完全な移転が公私協働の特徴であることを, 理解できよう。それゆえ, 公と私協働する形式として, 公私協働は, 「保証国家」の意味での責任配分の実現様式を意味している⁽⁵⁷⁾。

したがって, 保証国家構想に対して確認された議論の相互関係は (上述, III), 公私協働に対しても示すことができるというのは, ほとんど驚くことではなからう。

- ・民間化〔という言葉〕の用語法において, 公私協働の多様な亜種がしばしば機能的民間化の形式として, あるいは多様な民間化類型のコンビネーションとして理解されている。民間化の視点からはこれが正しくても, そうした理解に焦点を合わせることは, 公私協働の手続的な性格を限定することに注意しなければならない。民間化という表現は, 公的責務を遂行する責任, あるいは責務遂行の引き受けの, 完全な, あるいは部分的な, 私的権利主体への移転である。民間化は, したがって, この〔公から私への〕移転により影響を受ける公的責務に係わる。これとは異なり, 公私協働においては, 各アクターと, 協働を通じて結びつけられた各アクター相互の関係が前面に出ている。
- ・公私協働と「共働 (Kooperation)」および代理人理論との関係は明らかで, 詳しい説明を必要としない。同じことが, とりわけ, 共働能力と外部関係の最適化とを行政に要求する, ガバナンスにおける統合 (Integration) に当てはまる⁽⁵⁸⁾。

こうした関連を越えてなお, 保証国家という枠組みは, 公私協働プロセスを構造化する能力がある。責任分担の秩序付けが「保証国家」の中核的責務だと考える場合 (上述, II. 2), これに対応するのは, 「リスクの移転 (risk transfer)」, リスク配分の段階であり, それは公私協働プロセスの中核的要素のひとつである⁽⁵⁹⁾。能力のある公私協働は, さらに結果に関する包括的な評価を必要とする。すなわち, 公私協働の結果に関する予測的評価 (prospektive PPP-Folgenabschätzung) は, 量的な分析に加え, 協働による責務の引き受け自体から特に生ずる結果の質的な分析を要求する。ここでは, 特別な個別案件を越えた, 共働関係の締結に結びつくような, 価値判断を必要とする結果までもが考慮される。ここでは, 共働による責務遂行に際

して、少なくとも、保証責任の形で存続している、公共の福祉に対する行政主体の責任を確保することが重要な視点となる。公私協働では、責務処理を制御する強度は、基本的に、責務に応じた責任の水準によって規定されるために、公的な協力パートナーは、できるかぎり早い時期に責任バランスシートを作成しなければならない。そこから、保証責任を引き受けるために必要な制御の道具を開発しなければならない。これら〔の制御の道具〕は、とりわけ長期にわたる複雑な協働の場合に隠れている、コントロールの緩慢な喪失と民間企業への依存という危険（Gefahr）に対抗しなければならない。この考察は、具体的な案件が有する時間的、場所的、そして状況的限界を超えて、プロジェクト確定の中で、社会全体の戦略的平面にまで拡大されなければならない⁽⁶⁰⁾。

端的に言えば、公私協働は保証国家構想の範例であり、圧縮版であると理解できる。公私協働は、保証国家構想と同じように、国家の財政負担を軽減するための孤立した試みとしては役に立たない⁽⁶¹⁾。公私協働は、公的責務引き受けについて不可欠な新たな定義のひとつの要素であり、それゆえ、公的セクターの現代化という包括的構想の中に埋め込まれなければならない⁽⁶²⁾。この課題は、初めから多元的に設定されている。つまり、第1に、組織の学習（organisationales Lernen）が問題である。私人を引き込むことは、国家による問題解決活動に対して根本的な意義を持つことが指摘されてきた。というのは、私人は一貫したアウトプット志向の中で、製品としてのプロジェクト（Projekte als Produkte）に融資するが、国家は標準化された手続を用いて責務を処理するような制度（Institutionen）に融資するからである⁽⁶³⁾。第2に、公私協働は、市場と国家の間の体系的な境界線を統合する、体系的な現代化戦略だと理解され得るものでなければならない。ハイブリッドな制御構造として、公私協働は市場と国家との間の中間部分を描き出す潜在能力を示している⁽⁶⁴⁾。Frieder Naschold は、公的セクターと私的セクターの相互補完が、諸々の活動の柔軟かつ実効的な提供にとって最良の成功保障であり、これを形成することが、積極的に行動する国家の責務であることを、正しく強調していた⁽⁶⁵⁾。これを背景にして、公私協働は、そうした相互補完を作り出すための戦略になる。公的セクターと私的セクターとの間のハイブリッドな調整は、戦略的な革新能力と発展能力とを含んでおり、この潜在的な能力は、公的セクターによって、公共の利益を扱う効率を高めるために利用されるべきである⁽⁶⁶⁾。

そうしたハイブリッド構造の体系的な発展は、新たな問題解決方法の発展余地を提供している——すでに知られている問題のためであれ、新たな要求を克服するためであれ。ハイブリッドな調整においても、その都度、果たされるべき責務は公的な性質のままであり、その実際の遂行に対して、国家が（保証）責任を担っている。実体的な民間化は問題にならない。決定的な一歩は、〔公私の〕中間領域での、組織的かつプロセス的な調整を通じた国家アクターと私的アクター相互関係の体系的なネットワーク化である。この中間領域は、実験場として、また制御保留地としての意義を持っている。つまり、従来、行政自身によって果たされていた責務が、放棄されることなく、この中間領域に移される。その限りで、第1に、事情によっては、実体

的な民間化をにらんだ実験的な考察がなされる。第2に、〔公的責務の〕実施を最適化する多様な試みがすべて試される。最後に、開発された中間領域は、行政による実施ができないか、すぐにはできない責務を実施するために利用される。

- (52) *Andreas Voßkuhle*, Beteiligung Privater an der Wahrnehmung öffentlicher Aufgaben und staatliche Verantwortung, *VVDStRL* 62 (2003), S. 266(283).
- (53) *Darrin Grimsey/Mervyn K. Lewis*, Public private partnerships: the worldwide revolution in infrastructure provision and project finance, 2004.
- (54) National Council for Public Private Partnerships, Critical Choices: The Debate over Public-Private Partnerships and What it Means for America's Future, 2003, S. 8 (<http://ncppp.org/2003whitepaper.pdf>).
- (55) Public Private Partnership Newsletter 01/08 der PPP Task Force im BMVBS (http://www.bmvbs.de/Anlage/original_45504/Ausgabe-01-08-deutsch.pdf).
- (56) www.partnerschaftendeutschland.de.
- (57) 保証国家の一次元としての公私協働について、たとえば、*Birger P. Pridat*, Revision des Staates. Governance als Kommunikation, in: Schuppert(Hrsg.), *Der Gewährleistungsstaat-Ein Leitbild auf dem Prüfstand*, 2005, S. 63(75).
- (58) *Elke Löffler*, Governance-die neue Generation von Staats- und Verwaltungsmodernisierung, *VM* 2001, S. 212(213 f.). ニュー・パブリック・マネジメントの対比概念としてのガバナンスについては、参照、*Klaus König*, Öffentliches Management und Governance als Verwaltungskonzepte, *DÖV* 2001, S. 617(621 f.).
- (59) これにつき、*Philip Boll*, Investitionen in Public-Private-Partnership Projekte im öffentlichen Hochbau unter besonderer Berücksichtigung der Risikoverteilung, 2007; *Jan Ziekow/Alexander Windoffer*, Public Private Partnership. Struktur und Erfolgsbedingungen von Kooperationsarten, 2008, S. 53 ff. 多様な契約モデルにおけるリスク配分について、*Christian Schede/Markus Pohlmann*, Vertragsrechtliche Grundlagen, in: *Weder/Schäfer/Hausmann*, *Praxishandbuch Public Private Partnership*, 2006, § 3.
- (60) 議論の全体につき、*Jan Ziekow/Alexander Windoffer*, Public Private Partnership. Struktur und Erfolgsbedingungen von Kooperationsarten, 2008, S. 81 ff., 120 ff.
- (61) *Jan Ziekow*, Public Private Partnership - auf dem Weg zur Formierung einer intermediären Innovationsebene?, *VerwArch* 97 (2006), S. 626(629 f.).
- (62) 見よ、*Thomas Mirow*, Public Private Partnership-eine notwendige Strategie zur Entlastung des Staates, in: *Budäus/Eichhorn(Hrsg.)*, *Public Private Partnership*, 1997, S. 13(22 f.); *Ali Sedjari*, Public-Private Partnerships as a tool for modernizing public administration, *International Review of Administrative Sciences* 70 (2004), S. 291 ff.
- (63) *Konrad Schily*, Vom entmündigten zum be-mündigten Bürger, in: *Späth/Michels/Schily(Hrsg.)*, *Das PPP-Prinzip*, 1998, S. 35(46).
- (64) 参照、*Sibylle Roggencamp*, Public Private Partnership - Entstehung und Funktionsweise kooperativer Arrangements zwischen öffentlichem Sektor und Privatwirtschaft, 1999, S. 32 ff.
- (65) *Frieder Naschold*, Modernisierung des Staates. Zur Ordnungs- und Innovationspolitik des öffentlichen Sektors, 1993, S. 32.
- (66) *Frieder Naschold*, Public Private Partnership in den internationalen Modernisierungs-

V. 結論的考察

冒頭で設定した問題に立ち返ろう。つまり、「保証国家」は「出世主義者」以上であるが、新たな国家へと旅立つプログラムではない。以前から生じており、また多様な議論の文脈の中で扱われた変化が、その中にひとつの統合的な分析枠組みと具体化のための大綱条件を見出す限りで、保証国家は、変化しつつある国家理解の表現と見ることができる。この枠組みと大綱条件とは、とりわけ、公私協働プロセスのために実りあるものにすることができ、公私協働プロセスは、保証国家という構想に関して、公的セクターと私的セクターとのネットワーク化を通じて公的責務を実現する可能性を使い尽くしたという証(Nagelprobe)として利用することができる。

【表記について】本文中、()は原文にあるもの、[]は訳者(大西)による補注である。

【本稿の経緯】本稿の筆者であるツィーコー教授は、ドイツ行政大学院シュパイヤーの公法、特に一般・特別行政法講座の責任者であり、現在、同大学院に付属するドイツ行政研究所の所長でもある。教授は、2008年10月、公私協働(PPP)に関する国際共同研究のため、韓国と日本を訪問された。かねてドイツ語圏における「保証国家」論に興味を持っていた訳者は、教授の大学院演習テーマの中にPPPと保証国家の関係に関するものを見つけたため、これを講演で取り上げていただけないかと打診したところ、ご快諾を得た、というのが、本稿誕生の経緯である。教授は、2008年10月8日(水)午後4時から、北海学園大学で本稿と同じタイトルの講演をされ、また、質問に応じられた。当日、講演・質疑に参加された皆さまにこの場を借りて再度御礼申し上げます。

本稿は上記講演原稿に補筆され、注を付されたもので、本文だけでも講演の1.5倍ほどの分量に増えている。本稿に出てくる、特にNPM関連の専門用語については、訳者による「NPMと法・行政法——「成果志向」による行政統制手法の豊富化?」『北海学園大学法学部四十周年記念論文集 変容する世界と法律・政治・文化(上巻)』(2007年)をご参照いただければ幸いである。

教授は、9日(木)午前11時、札幌市役所を訪問され、市におけるPFI実施状況と先住民アイヌに関し、市の担当者から説明を受けられた。不躰な依頼にもかかわらず、快くご協力いただいた札幌市職員の皆さまには、お礼の言葉もない。

今回、夫人ご同伴での来札・来学および講演は、法学部法学会による資金援助で実現した。法学会には、お世話した者として、あらためて厚く御礼申し上げます。

なお、こうした経緯からすれば、本訳文は、本来、法学部紀要『法学研究』にこそ掲載されるべきであるが、もっぱら訳者の不手際から本誌に掲載させて頂くことになった。訳

者は、2008年8月、開発研究所・経済学部が主体となって進めている共同研究の一環としてドイツに渡り、その際、上記講演の打ち合せも兼ねて、ツィーコー教授を訪問している。こうした事実も本誌への掲載の背景事情となっている。本誌への掲載に関し、関係各位のご理解とご海容をお願い申し上げます。

* 校正に際し、笠井佐知子さんのご協力を得た。

** 本稿は、日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金（2007～2008年度）ならびに北海学園学術研究助成・総合研究（2007～2008年度）の援助を受けて実施した研究成果の一部である。